

2022年3月1日

吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、LINEモバイル株式会社（本店所在地：東京都新宿区四谷一丁目6番1号。以下「LINEモバイル」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、LINEモバイルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2022年3月1日

2. 吸収合併消滅会社であるLINEモバイルにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過、第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

LINEモバイルは当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による本合併の差止請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

LINEモバイルは当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

LINEモバイルは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第787条の規定に基づく新株予約権買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

LINEモバイルは、会社法第789条第2項及び3項の規定に基づき、2021年12月1日付の官報及び日刊工業新聞により、債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同法789条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社である当社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本合併を実施したため、同法第796条の2の規定による本合併の差止請求に係る手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本合併を実施したため、同法第797条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続について該当事項はありません。なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2021年12月1日開始の電子公告により株主への公告を行ったところ、所定の期間内に株主1名から本合併に反対する旨の通知がありましたが、会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に定める株式の数には達しませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年12月1日付で、官報に掲載するほか、電子公告により債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同法799条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社がLINEモバイルから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2022年3月1日をもって、LINEモバイルの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定によりLINEモバイルが備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 本合併に関する変更登記をした日

2022年3月1日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

2021年12月1日

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

東京都新宿区四谷一丁目6番1号
LINE モバイル株式会社
代表取締役社長 筒井 雅彦

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）を吸収合併存続会社、LINEモバイル株式会社（以下「当社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うに際して、会社法第782条第1項及び同法施行規則第182条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社はソフトバンクの完全子会社であることから、本合併において合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

【吸収合併存続会社（ソフトバンク）】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ソフトバンクは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会（当社）】

(1)最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生日後のソフトバンクの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みが見込まれます。また、本合併の効力発生日後のソフトバンクの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、ソフトバンクの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後におけるソフトバンクの債務について履行の見込みがあると判断いたします。



吸収合併契約書

ソフトバンク株式会社

LINE モバイル株式会社

2021年10月22日



吸収合併契約書

ソフトバンク株式会社（以下「甲」という。）及びLINE モバイル株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行う。

第2条（商号及び住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 吸収合併存続会社（甲）
商号：ソフトバンク株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目7番1号
- (2) 吸収合併消滅会社（乙）
商号：LINE モバイル株式会社
住所：東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー23階

第3条（金銭等の交付）

甲は、乙の完全親会社であることから、本吸収合併に際し、株式・金銭その他の財産の交付を行わない。

第4条（甲の資本金等の額）

本吸収合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第5条（本吸収合併の効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。但し、本吸収合併に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（簡易合併、略式合併）

1. 甲は、会社法796条第2項本文の規定に基づき、本吸収合併契約について同法795条第1項に定める株主総会の決議による承認を経ずに本吸収合併を行う。
2. 乙は、会社法784条第1項本文の規定に基づき、本吸収合併契約について同法783条第1項に定める株主総会の決議による承認を経ずに本吸収合併を行う。

第7条（準拠法・管轄）

1. 本吸収合併契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本吸収合併契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（協議事項）

本吸収合併契約に定めるもののほか、本吸収合併に際し必要な事項は、本吸収合併契約の

趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本吸収合併契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年10月22日

甲：

東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤



乙：

東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー23階

LINE モバイル株式会社

代表取締役社長 筒井 雅彦



THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

310

1954

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

LIBRARY

1200 EAST 58TH STREET

CHICAGO, ILLINOIS 60637

TEL: 773-707-5000

FAX: 773-707-5000

